

職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成19年12月21日

香川県人事委員会委員長 関 博 徳

香川県人事委員会規則第25号

職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給料等の支給に関する規則（昭和27年香川県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第5条 職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号。以下「条例」という。）第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料の月額は、その職員が本来受けるべき給料の月額とする。</p> <p>第5条の2 条例第16条の人事委員会規則で定めるものは、8に18を乗じたものとする。<u>ただし、次の各号に掲げる職員にあっては、当該各号に定めるものとする。</u></p> <p>(1) <u>地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）</u> 8に18を乗じたものに、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年香川県条例第9号。以下「勤務時間等条例」という。）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得たもの</p> <p>(2) <u>条例第4条の2第1項に規定する短時間勤務職員（以下「短時間勤務職員」という。）</u> 8に18を乗じたものに、勤務時間等条例第2条第3項から第5項までの規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得たもの</p> <p>第6条の2 <u>次に掲げる給与額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。</u></p> <p>(1) <u>条例第12条に規定する勤務1時間当たりの給与額</u></p> <p>(2) <u>条例第13条の規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当の</u></p>	<p>第5条 職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号。以下「条例」という。）第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料の月額は、その職員が本来受けるべき給料 <u>（条例第7条の規定による調整額を含む。）</u> の月額とする。</p> <p>第5条の2 条例第16条の人事委員会規則で定めるものは、8に18を乗じたもの <u>（条例第4条の2に規定する再任用短時間勤務職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）にあっては、8に18を乗じたものに、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年香川県条例第9号）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得たもの）</u> とする。</p>

額

- (3) 条例第14条の規定により勤務1時間につき支給する休日給の額
- (4) 条例第15条の規定により勤務1時間につき支給する夜勤手当の額

第9条 職員が給与期間の中途においてその所属する支給義務者を異にして異動した場合の給料は、発令の前日までの分は、その給与期間の現日数から勤務時間等条例第3条第1項に規定する週休日の日数を差し引いた日数を基礎とした日割による計算（以下「日割計算」という。）によりその者が従前所属していた支給義務者において支給し、発令当日以降の分は、その者のその月に受ける給料額からその者が従前所属していた支給義務者において既に支給された額を差し引いた額を、その者が新たに所属することになった支給義務者において支給する。

2 略

第9条の2 略

- (1)～(3) 略
- (4) 育児休業法第2条の規定により育児休業を始め、又は育児休業の終了により職務に復帰した場合
- (5) 自己啓発等休業（地方公務員法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をいう。以下同じ。）を始め、又は自己啓発等休業の終了により職務に復帰した場合
- (6) 略

2 給与期間の初日から引き続いて休職にされ、専従許可を受け、外国派遣条例第2条第1項若しくは公益法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、自己啓発等休業をし、又は停職にされている職員が、給料の支給定日後に復職し、又は職務に復帰した場合には、その給与期間中の給料をその際支給する。

第7節 育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員の給料月額

第27条 次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該給料月額とする。

第9条 職員が給与期間の中途においてその所属する支給義務者を異にして異動した場合の給料は、発令の前日までの分は、その給与期間の現日数から職員の勤務時間、休暇等に関する条例第3条第1項に規定する週休日の日数を差し引いた日数を基礎とした日割による計算（以下「日割計算」という。）によりその者が従前所属していた支給義務者において支給し、発令当日以降の分は、その者のその月に受ける給料額からその者が従前所属していた支給義務者において既に支給された額を差し引いた額を、その者が新たに所属することになった支給義務者において支給する。

2 略

第9条の2 職員が給与期間の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその給与期間の給料は、日割計算により支給する。

- (1)～(3) 略
- (4) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条の規定により育児休業を始め、又は育児休業の終了により職務に復帰した場合

(5) 略

2 給与期間の初日から引き続いて休職にされ、専従許可を受け、外国派遣条例第2条第1項若しくは公益法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、又は停職にされている職員が、給料の支給定日後に復職し、又は職務に復帰した場合には、その給与期間中の給料をその際支給する。

第7節 再任用短時間勤務職員の給与

第27条 再任用短時間勤務職員について、条例第4条の2の規定による給料月額又は条例第7条の2の規定による給料の特別調整額に1円未満の端数があるときは、それぞれその端数を切り捨てた額をもって当該給料月額又

- (1) 育児短時間勤務職員等 職員の育児休業等に関する条例（平成4年香川県条例第2号）第16条の規定により読み替えられた一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年香川県条例第61号）第4条第2項若しくは第3項又は職員の育児休業等に関する条例第17条の規定により読み替えられた条例第4条第3項、第4項、第7項若しくは第12項
- (2) 短時間勤務職員 条例第4条の2

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

は給料の特別調整額の額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（職員の給与に関する条例の一部改正による給料の切替えに伴う再任用短時間勤務職員の給与についての経過措置）
- 2 職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成18年香川県条例第14号）附則第6項から第8項までの規定による給料を支給される職員に対する第27条の規定の適用については、同条中「給料月額」とあるのは、「給料月額と職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成18年香川県条例第14号）附則第6項から第8項までの規定による給料の額との合計額」とする。

第1号様式 (第11条関係)

扶 養 親 族 届
殿

所属長印

職員の給与に関する条例第9条第1項の規定に基づき届け出ます。

年 月 日受理

略	所属名及び所属コード							
	氏名及び職員番号							
	配偶者の有無 (該当を○で囲む)				有 1	無 0		
	扶養親族数	配 偶 者			人			
		22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子・孫			人			
		22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹			人			
		60歳以上の父母・祖父母			人			
		心身に著しい障害がある者			人			
	扶養親族のうち共同扶養に係る調整対象者数						人	
	加算対象となる子の数						人	
	異動日付(支給の始期、終期等)		年	月	日			
	上記のとおり認定する。							
	決裁							

第1号様式 (第11条関係)

扶 養 親 族 届
殿

所属長印

職員の給与に関する条例第9条第1項の規定に基づき届け出ます。

年 月 日受理

略	所属名及び所属コード							
	氏名及び職員番号							
	配偶者の有無 (該当を○で囲む)				有 1	無 0		
	扶養親族数	配 偶 者			人			
		22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子・孫			人			
		22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹			人			
		60歳以上の父母・祖父母			人			
		心身に著しい障害がある者			人			
	扶養親族でない配偶者を有する場合の1人目の扶養親族の有無(該当を○で囲む。)					有 1	無 0	
	扶養親族のうち共同扶養に係る調整対象者数						人	
	加算対象となる子の数						人	
	異動日付(支給の始期、終期等)		年	月	日			
	上記のとおり認定する。							
	決裁							

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第5条、第6条の2及び附則の改正規定は公布の日から、第1号様式の改正規定は平成19年12月25日から施行する。